

令和 4 年 第 2 回定例会
文教警察委員会 説明資料

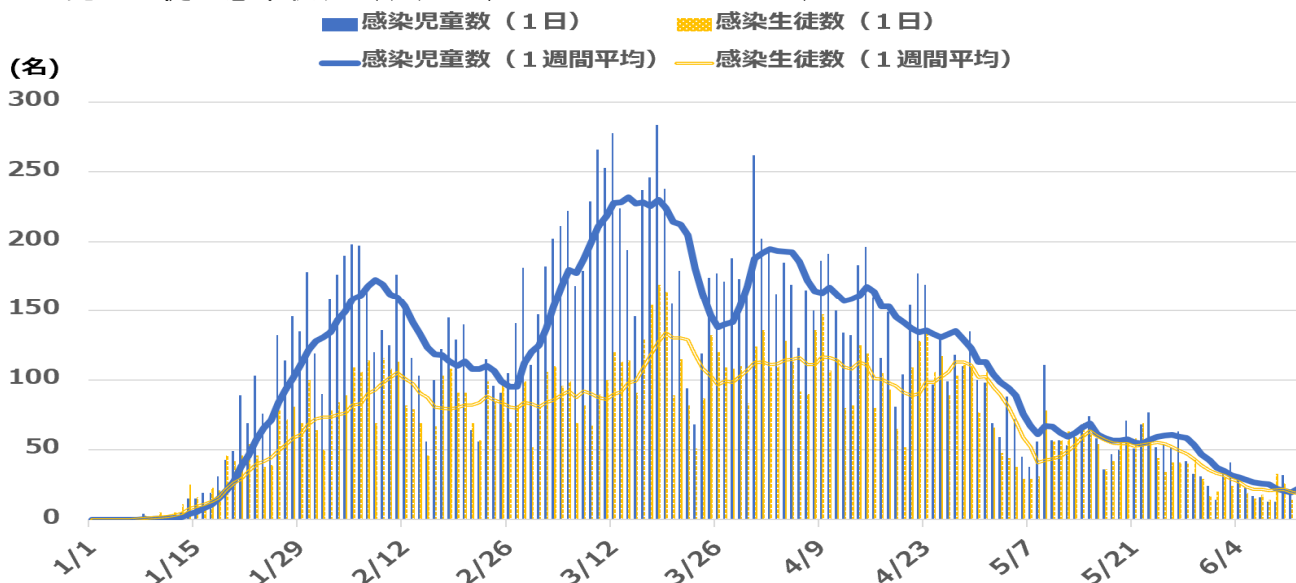
- 1 教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応について・・・1
- 2 令和 5 年度採用茨城県公立学校教員選考試験志願状況について・・・2
- 3 高校生の就職について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 茨城県手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・5
- 5 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・7
- 6 和解について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 7 教職員の懲戒処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 8 茨城県家庭教育を支援するための条例に基づく年次報告について・・・13
- 9 部活動改革に関する有識者会議の提言について・・・・・・・・・・・・15

令和 4 年 6 月 1 5 日
教 育 庁

1 教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応について

県教育委員会

1 児童生徒の感染状況（令和4年1月1日～6月12日）



※ 県発表資料を基に県教育委員会で作成。私立学校等に通う児童生徒を含む。

2 学校での対応

基本的な感染症対策を徹底の上、通常どおり活動

(参考) 1月～3月における主な対応

区分		対応
授業・登校	市町村立小学校	【1/31(月)～2/10(木)】 ・リモート学習や分散登校を市町村に要請 【～2/18(金)】(2/8(火)発表) ・原則、リモート学習を市町村に要請 【3/14(月)～3/18(金)】 ・リモート学習や分散登校を市町村に要請(6年生は対象外)
	県立特別支援学校	【2/3(木)～2/18(金)】 ・分散登校を実施(一部、リモート学習も併用) 【3/14(月)～3/18(金)】 ・小学部で分散登校を実施(一部、リモート学習も併用/6年生は対象外)
部活動		【1/27(木)～2/20(日)】 ・練習試合等は、本県所在の学校同士で自校を含め2チーム以内 ・県内大会は、原則、主催団体に延期又は中止を要請 ・合宿等の宿泊を伴う活動を自粛 【～2/20(日)】(2/8(火)発表) ・部活動は原則禁止。ただし、年度内に大会を控えている部に限り、特にリスクの高い活動を避け、自校のみで活動。 ・上位大会は、保護者の承諾を得るほか、陰性を確認して参加。 【2/21(月)～3/21(月)】 ・他校との練習試合、交流、合宿等を自粛
学校行事		【1/27(木)～2/20(日)】 ・旅行先が重点措置区域となる修学旅行等は、延期又は中止 【～2/20(日)】(2/8(火)発表) ・修学旅行等は延期または中止

2 令和5年度採用茨城県公立学校教員選考試験志願状況について

学校教育部教育改革課

1 採用予定人数

- ・ 教諭については、小学校で10名増の400名、中学校で10名減の280名、高等学校と特別支援学校は、昨年度と同数で、それぞれ130名、90名とした。
- ・ 養護教諭については、正規採用者が増えたことから、23名減の14名とした。
- ・ 栄養教諭については、昨年度と同数の4名とした。

2 志願状況

令和4年6月8日現在

区 分		令和5年度	令和4年度	増 減	
教 諭	小 学 校	採用予定数	約 400 名	約 390 名	+10 名
		志願者数	1,012 人	906 人	+106 人
		志願倍率	2.53 倍	2.32 倍	+0.21 ポイント
	中 学 校	採用予定数	約 280 名	約 290 名	▲ 10 名
		志願者数	1,302 人	1,076 人	+226 人
		志願倍率	4.65 倍	3.71 倍	+0.94 ポイント
	高 等 学 校	採用予定数	約 130 名	約 130 名	±0 名
		志願者数	857 人	822 人	+35 人
		志願倍率	6.59 倍	6.32 倍	+0.27 ポイント
	特別支援学校	採用予定数	約 90 名	約 90 名	±0 名
		志願者数	229 人	267 人	▲ 38 人
		志願倍率	2.54 倍	2.97 倍	▲ 0.43 ポイント
教 諭 計	採用予定数	約 900 名	約 900 名	±0 名	
	志願者数	3,400 人	3,071 人	+329 人	
	志願倍率	3.78 倍	3.41 倍	+0.37 ポイント	
養護教諭	採用予定数	約 14 名	約 37 名	▲ 23 名	
	志願者数	333 人	258 人	+75 人	
	志願倍率	23.79 倍	6.97 倍	+16.82 ポイント	
栄養教諭	採用予定数	約 4 名	約 4 名	±0 名	
	志願者数	47 人	58 人	▲ 11 人	
	志願倍率	11.75 倍	14.50 倍	▲ 2.75 ポイント	
全 体	採用予定数	約 918 名	約 941 名	▲ 23 名	
	志願者数	3,780 人	3,387 人	+393 人	
	志願倍率	4.12 倍	3.60 倍	+0.52 ポイント	

※ 離職者を対象とした特別選考、スペシャリストを対象とした特別選考の志願者は除く。

3 会場別志願者数

(単位：人)

区 分	水戸	東京	仙台	名古屋	大阪	福岡	計
小 学 校	617 (701)	283 (131)	20 (16)	50 (58)	38 (-)	4 (-)	1,012 (906)
中 学 校	741 (724)	429 (268)	55 (36)	34 (48)	35 (-)	8 (-)	1,302 (1,076)
高等学校	498 (570)	277 (196)	29 (20)	19 (36)	27 (-)	7 (-)	857 (822)
特別支援学校	185 (223)	34 (34)	1 (5)	3 (5)	4 (-)	2 (-)	229 (267)
養護教諭	185 (180)	109 (57)	10 (14)	19 (7)	10 (-)	0 (-)	333 (258)
栄養教諭	23 (40)	15 (11)	4 (0)	2 (7)	3 (-)	0 (-)	47 (58)
計	2,249 (2,438)	1,147 (697)	119 (91)	127 (161)	117 (-)	21 (-)	3,780 (3,387)

※ () 内は、令和4年度採用

※ 大阪・福岡会場は、令和5年度採用から新設

4 主な変更点等

(1) 第1次試験の県外会場を拡充（全校種）

東京、仙台、名古屋の3か所に加え、大阪、福岡に県外会場を設け、5会場とした。
すべての校種・職種において県外会場での受験が可能である。

(2) 第1次試験の特例を追加（全校種）

教職大学院修了者の一部試験の免除を追加した。
第1次試験のうち、教職専門の試験を免除する。

5 今後の予定

- 受験票を送信 6月中旬
- 第1次試験 6月26日（日）
- 第1次試験の結果発表 7月20日（水）を予定
- 第2次試験 8月19日（金）、20日（土）、21日（日）
- 第2次試験の結果発表 10月3日（月）を予定

3 高校生の就職について

学校教育部高校教育課

1 就職の現状（令和4年3月新規高等学校卒業者）

（1）就職内定率の状況（令和4年3月末現在）

- ・就職内定率は99.7%であり、前年同月比0.1ポイントの増
 ※求人数 161人増、求職者数 282人減
 ⇒このため、内定率は0.1ポイントの微増
- ・8年連続で99%台の水準

【就職内定率の状況（茨城労働局）】

区分	全体	男	女
R4年3月卒	99.7%	99.8%	99.5%
R3年3月卒	99.6%	99.8%	99.4%
対前年比較	+0.1ポイント	0.0ポイント	+0.1ポイント

（2）求人倍率の状況（令和4年3月末現在）

- ・求人倍率は2.53倍であり、前年同月比0.2ポイントの増
 ※生徒数の減（473人減）及び大学等進学者数の増（373人増）による影響
- ・未内定者は13人で、前年同月比3人の減

【求人倍率の状況（茨城労働局）】

区分	求人倍率 (B/A)	求職者数 (A)	求人数 (B)	就職内定者数 (C)	未内定者数 (A-C)
R4年3月卒	2.53	3,932人	9,963人	3,919人	13人
R3年3月卒	2.33	4,214人	9,802人	4,198人	16人
対前年比較	+0.2ポイント	-282人	+161人	-279人	-3人

2 取組

（1）令和4年3月新規高等学校卒業者に対して

- ア 就職未内定者（退学者も含む）への支援…関係機関との連携
- ・茨城労働局及び各ハローワーク
 学卒ジョブサポーター（学卒者等に対して就職支援を行う専門家）による就職未内定者に対する個別支援
 - ・いばらき就職支援センター「ジョブカフェいばらき」（就職相談、職業紹介など一連の就職に関するサービスを提供）等

（2）令和5年3月新規高等学校卒業予定者に対して（現在～秋ごろ）

- ア キャリア教育の推進
- ・職業観・勤労観の育成
- イ 茨城産業会議構成経済4団体への求人要請訪問（年2回）
- ・第1回：6月27日（月）
- ウ 就職支援ガイダンスの実施（7月中旬に動画配信を予定）
- ・茨城労働局、茨城県社会福祉協議会と連携
 ※求人状況等

4 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例について

学校教育部 教育改革課

条例の名称	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】				
1 改正の理由 ・根拠	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正に伴う 所要の改正				
2 改正の目的	県が処理する事務手数料の徴収に関する事項を改正				
3 背景・必要性	教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新制の廃止により、 茨城県手数料徴収条例で規定する、手数料の規定を改正する。				
4 内容	教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新制の廃止による 手数料の規定の削除等				
5 施行日	令和4年7月1日				
6 参考事項	○更新制に係る事務手数料の件数及び金額の推移 (件/千円)				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
件数	3,310	4,313	3,918	2,587	3,142
金額	10,842	14,230	12,900	8,248	10,327

教員免許更新制の概要と廃止までの経緯について

1 概要

- 教員として必要な資質能力を保持するとともに、定期的に最新の知識、技能を身に付けることを目的に、平成21年4月から導入。

(内容)

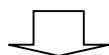
- ・ 平成21年4月1日以降に授与される免許状（新免許状）には10年間の有効期間が付され、所持者はその都度、更新講習（30時間）を修了して更新する。
- ・ 平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）所持者には、10年毎（35・45・55歳に達する年度の前2年間）に更新講習の修了・確認を義務付けた。

2 国における免許更新制の見直し・廃止法案の策定

(1) 廃止までの経緯

<教員免許更新制に対する課題点・問題点への指摘>

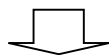
- ① 更新にかかる費用や受講時間の負担が大きい
- ② 有意義な講習ばかりではない
- ③ 仕組が複雑で、「うっかり失効」や病気・定年を理由に更新をあきらめる人が少なくない
- ④ 人手不足の一因との指摘（負担感から更新をあきらめる所持者、「いつか使えるかもしれないが、更新しなければ失効してしまう資格」をわざわざ取得しない大学生等の増加）



R 3年3月12日 文部科学大臣諮問

- ・ 「教員免許更新制については… 今後できるだけ早急に当該検証を完了し、必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような抜本的な見直しの方向について先行して結論を得ていただきたい」

- 4月27日 教員免許更新制小委員会 設置（4月30日に第1回開催、以降毎月1回程度）
- 8月23日 教員免許更新制小委員会（第5回）に制度を廃止する案が提出
- 9月27日 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（第4回）・教員免許更新制小委員会（第6回）合同会議 開催
- 11月15日 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（第5回）・初等中等教育分科会教員養成部会（第126回）合同会議 開催
- ※ 教員免許更新制を「発展的な解消が適当」とする審議まとめ案が了承。



R 4年2月25日 政府が廃止法案を閣議決定、衆議院へ同法案提出
→ 5月11日 参議院本会議にて廃止法案可決、成立（施行：令和4年7月1日）

(2) 更新制廃止後の新たな研修制度（令和5年4月から）

- 教育委員会が研修記録を個別に作成すること、その記録を活用して校長が教員に受講すべき研修の助言等の指導をすることが義務化
- 文科省は今後、研修記録や校長の指導助言法に関するガイドラインを作る方針

5 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例について

学校教育部高校教育課

条例の名称	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正） の理由・根拠	県立高等学校改革プランの実施プランⅠ期（第2部）に基づき、学校改編により新校を設置するため、所要の改正をするもの。
2 制定（改正） の目的	AI・IoTなど科学技術の進展やIT人財の不足といった、社会の変化や地域のニーズに適切に対応するため、県立高等学校2校の改編を行う。
3 背景・必要性	これからの県立学校の果たすべき役割として、大きく変化した社会に対応し、社会を動かせる人財の育成が求められている。
4 内容	<p>県立高等学校改革プランの実施プランⅠ期（第2部）に基づく改正</p> <p>(1)新校の設置 IT未来高等学校（笠間市大田町） つくばサイエンス高等学校（つくば市谷田部）</p> <p>(2)改編対象校の廃止 友部高等学校及びつくば工科高等学校の廃止</p>
5 効果・影響	社会の急激な変化や地域のニーズに対応し、活力と魅力ある学校づくりを推進する。
6 施行日	<p>令和4年7月1日</p> <p>付則：友部高等学校及びつくば工科高等学校は現在の在校生が卒業するまで存続する。</p> <p>※友部：令和6年3月まで／つくば工科：令和7年3月まで</p>
7 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号） 県立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の設置に係る条例 ○ 参考資料（別添） 条例案の新旧対照表、学校概要

茨城県県立学校設置条例 新旧対照表

改正案		現 行	
別表第2		別表第2	
名称	位置	名称	位置
茨城県立高萩高等学校	高萩市大字高萩	茨城県立高萩高等学校	高萩市大字高萩
茨城県立笠間高等学校	笠間市笠間	茨城県立笠間高等学校	笠間市笠間
茨城県立 I T 未来高等学校	笠間市大田町	(新設)	
(削除)		茨城県立友部高等学校	笠間市大田町
茨城県立大洗高等学校	東茨城郡大洗町大貫町	茨城県立大洗高等学校	東茨城郡大洗町大貫町
茨城県立竹園高等学校	つくば市竹園三丁目	茨城県立竹園高等学校	つくば市竹園三丁目
茨城県立つくばサイエンス高等学校	つくば市谷田部	(新設)	
(削除)		茨城県立つくば工科高等学校	つくば市谷田部
茨城県立荃崎高等学校	つくば市荃崎	茨城県立荃崎高等学校	つくば市荃崎
茨城県立伊奈高等学校	つくばみらい市福田	茨城県立伊奈高等学校	つくばみらい市福田

IT未来高校・つくばサイエンス高校（R5開校）の学校概要について

1 学校概要

対象校	IT未来高等学校		つくばサイエンス高等学校	
設置 学科等	IT科 2学級（80人）単位制 定時制昼間2部制（午前部・午後部） 情報システムコース、情報デザインコース		科学技術科 6学級（240人）単位制 数学・物理分野（領域： ロボット、情報、建築 ） 化学・生物分野（領域： 化学生物 ）	
設置の ねらい	○次世代を担うIT人財等を育成 ○定時制のしほみを活かし多様化する学びに対応		○研究者や高度技術者、起業家などを旨す生徒の学びの場 ○TX沿線の人口増加に伴う大学進学ニーズの高まりに対応	
コース ・領域 の学び	<1年> 理数の基礎、ITの基礎力育成 数学I、情報産業と社会、 IT技術セミナー など <2～3（4）年> 興味・関心にあわせてコースを選択 ○ 情報システムコース プログラミング、ネットワークシステム、データベースなど ○ 情報デザインコース コンピュータグラフィックス、動画の表現や編集など		<1年> 理数の基礎、科学技術の基礎力育成 理科基礎3科目（物理・化学・生物）、 科学国際セミナー など <2～3年> 興味・関心にあわせて分野・領域を選択 ○ ロボット領域 …ロボットの設計・製作など ○ 情報領域 …IoT・AIの活用、ビッグデータなど ○ 建築領域 …未来の住まいの設計、都市デザインなど ○ 化学生物領域 …環境分析、バイオテクノロジーなど	
特色ある 教育活動	○ 探究的プロジェクト学びで、自己のコンセプトを創出する思考力とプレゼンテーション能力を育成 ・課題研究で、 <u>情報システム、情報デザイン</u> の2分野のゼミ開設 ・ <u>探究的プロジェクト学び</u> グループで課題を設定し、共同作業で解決を旨す ○ 大学・研究機関・民間企業等との連携 主な連携先(予定)…筑波大、茨城大、東京情報大、IT企業など ・大学教授やIT技術者等を ゲストティーチャー として招へい ・大学（院）生を 課題研究アドバイザー として招へい ○ ライフスタイルにあわせて学ぶ時間帯が選択可能 ・他部の時間帯の授業を履修することで、3年で卒業可能		○ 課題研究等で、探究心や課題解決能力、プレゼンテーション能力を育成 ・協働で学びを深める ゼミ形式 の課題研究 研究テーマ例…家事支援ロボ、スマートハウス、発酵食品など ○ 大学・研究機関・民間企業等との連携 主な連携先(予定)…筑波大、茨城大、東京電機大、東京情報大、東京農業大、日本女子大、高エネ研など ・大学教授や研究者等を ゲストティーチャー として招へい ・大学（院）生を 課題研究アドバイザー として招へい ○ 探究活動を柱とした科学教育の中高連携を推進 ・中学生対象の 科学技術のオンライン講座や体験講座 など	
入学者 選抜 方法	○ 特色選抜 において以下の対応をモデル的に実施 ①出願要件… 探究活動の取組、IT関係や科学に関連するコンテスト 等の経験 ②選抜資料…「学力検査」「調査書」「 プレゼンテーション 」※ ③選抜方法…学力検査の傾斜配点（ 数学・理科 ） ※事前提出資料として「活動報告書」（プレゼンを補完するもの）			
施設 設備	施設	各実習室（プログラミング、システム、マルチメディア）等を整備	施設	培養室、バイオ実習室、プレゼンルーム等を整備 ※ロボット、情報、建築の各領域は、既存施設を活用
	設備	最先端のソフトウェア等を整備 （VR機器、実習用ルーター、CG制作ソフトなど）	設備	最新の実験・分析機器等を整備 （3Dプリンター、プログラミングロボット、電子顕微鏡など）

2 今後のスケジュール

6月27日（月） 教育長定例記者会見で、新校設置及び学校概要を説明

6 和解について

教育庁学校教育部 高校教育課

議案の名称	和解について（令和4年3月31日専決処分）
1 現況・課題	<p>水戸農業高等学校が茨城北酪農業協同組合に原乳を出荷した際、細菌数が受入基準値を超えていたため、同一集乳車に合乳された農家2件の原乳含む全量を細菌汚染し、集荷原乳の廃棄処分が生じた。</p>
2 必要性・ねらい	<p>水戸農業高等学校が出荷した原乳及び同一集乳車に合乳された他農家2件の原乳について、個別にサンプル検査を実施した結果、水戸農業高等学校が出荷した原乳のみから基準値を超える細菌が検出され、水戸農業高校が出荷した原乳が汚染原因であることが判明したため、損害額を負担する。</p>
3 内容	<p>(1) 事故発生日時 令和3年7月4日（日）午前5時10分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 那珂市豊喰515番3（水戸農業高等学校畜産科牛舎）</p> <p>(3) 相手方 茨城県水戸市東赤塚2101番地 茨城北酪農業協同組合 代表理事組合長 吉澤 勇</p> <p>(4) 和解額 287,949 円</p>
4 参考事項 (過去の実績、他県の状況、関連データ等)	<p>○水戸農業高等学校 飼育牛事故（令和2年7月3日専決処分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸農業高等学校の飼育牛が同校の放牧場から逃げ出し、軽乗用自動車に衝突し、損害を与えた ・損害賠償額 706,300 円

7 教職員の懲戒処分について

学校教育部高校教育課

1 学力検査会議資料作成誤りについて

項目	内容
対象教員	県立石岡第一高等学校 校長 男性 60歳、副校長 男性 58歳 教頭 男性 59歳、教頭 男性 55歳
事件概要	令和4年3月14日(月)県立高等学校等入学者選抜における合格発表後、県に報告する「受検者の得点分布表」を作成している中で、総得点と教科別得点の合計が一致しておらず、「合否判定資料」を再度確認したところ、受検者1人の国語の得点が合計に加算されていないことが判明した。
処分内容	校長：減給(10分の1、2月)、副校長・教頭：(減給10分の1、1月)
処分年月日	令和4年3月23日

2 児童ポルノ法違反について

項目	内容
対象教員	県立水戸第一高等学校 講師 男性 36歳
事件概要	自宅のPCでファイル共有ソフトを使用し、動画等をダウンロードした。その中に児童ポルノ1点が含まれ、不特定多数の利用者に対して閲覧可能な状態にした。警視庁のサイバーパトロールで発見され、令和3年11月15日(月)に書類送検され、同年12月8日(水)児童ポルノを公然と陳列したとして、罰金70万円の略式命令を受けた。
処分内容	停職4月
処分年月日	令和4年3月23日
その他	校長に対しては、職員のわいせつ行為等の防止に関する対応が十分ではなかったとして、文書訓告とした。

3 同僚職員への不適切な行為について

項目	内容
対象教員	県北地域の県立学校 校長 男性 56歳
事件概要	令和3年5月から令和4年2月の間、部下職員に対して、勤務時間内外を問わず、性的な内容、教職員のサービス管理上適性を欠く内容等、職務とは関連のないメールの送信や架電等を相当数行った。また、部下職員を出張させ、日中から食事及び飲酒を行った。これらの言動により、部下職員の学校勤務が困難となる状況を招き、著しい精神的苦痛を与えたものと認められる。
処分内容	停職12月
処分年月日	令和4年3月23日

4 わいせつ行為

項目	内 容
対象職員	鹿行地域 公立小学校 谷田川 千年（教諭 60歳 男性）
事件概要	勤務校の教室において、児童にわいせつ行為を行った。 このことは、令和4年3月22日（火）、水戸地方裁判所土浦支部において、罪となる事実として認められ、懲役1年の有罪判決が下された。
処分内容	懲戒免職
処分年月日	令和4年3月29日
その他	校長に対しては、本事案が管理内事故であることなどを総合的に勘案し、戒告とした。

8 茨城県家庭教育を支援するための条例に基づく年次報告について

総務企画部生涯学習課

1 報告の根拠

茨城県家庭教育を支援するための条例 第21条第1項

(年次報告)

第21条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

2 報告の対象

令和3年度の家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 親としての学びの支援 (第12条関係)

○家庭の教育力向上プロジェクト事業

■「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供

区分	令和3年度	令和2年度	増減
年間アクセス件数	419,028回	184,774回	+234,254回
ツイッターフォロワー数	993人	848人	+145人

■企業における家庭教育学級の実施

区分	令和3年度		令和2年度		増減	
	実施事業所数	参加者数	実施事業所数	参加者数	実施事業所数	参加者数
企業における家庭教育学級	83箇所	1,296人	90箇所	325人	▲7箇所	+971人
園内・校内研修会	131箇所	774人	95箇所	592人	+36箇所	+182人
合計	214箇所	2,070人	185箇所	917人	+29箇所	+1,153人

<成果>

「家庭教育応援ナビ」に子育て4コマ漫画や動画資料を新たに掲載することで、アクセス数を増加させ、子育てや家庭教育に関する情報をより多く、わかりやすく提供することができた。また、企業における家庭教育学級等を行い、家庭の教育力の向上に寄与することができた。

(2) 幼稚園等に対する就学前教育の支援 (第15条関係)

○就学前教育・家庭教育推進事業

■保育者等向け研修会の開催

区分	令和3年度	令和2年度	増減
保幼小接続担当者研修	3,760人	1,071人	+2,689人
市町村幼児教育担当者研修	106人	45人	+61人
合計	3,866人	1,116人	+2,750人

<成果>

保育者や教員の負担を軽減するためにオンラインや動画配信による研修を充実させ、多くの参加を得ることができ、人材育成につながった。講義動画を園内・校内研修で活用する事例も増えてきており、各市町村においても、ICT等の活用や感染拡大防止に配慮しつつ、幼児教育施設と小学校との交流・連携が進められてきている。

(3) 多様な家庭環境に配慮した支援（第17条関係）

○地域で支える家庭の教育力向上事業（訪問型家庭教育支援事業）

■事業実施市町村数

区分	令和3年度	令和2年度	増減	令和4年度
市町村数	21市町村	17市町村	+4市町村	23市町村

■支援実績（訪問準備に充てた小美玉市と常総市を除く19市町村を掲載）

市町村名		水戸市	常陸大宮市	高萩市	鹿嶋市	行方市	鉾田市	石岡市	取手市
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—	—	215家庭	—	—	—
	延べ訪問回数	—	—	—	—	215回	—	—	—
個別支援	対象家庭数	16家庭	28家庭	9家庭	1家庭	—	26家庭	3家庭	1家庭
	延べ訪問回数	32回	19回	135回	2回	—	152回	8回	1回
	改善が見られた家庭	9家庭	26家庭	6家庭	1家庭	—	23家庭	2家庭	0家庭
	改善率	56.3%	92.9%	66.7%	100%	—	88.5%	66.7%	0%

市町村名		牛久市	稲敷市	美浦村	河内町	結城市	下妻市	筑西市	坂東市
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—	—	—	—	—	—
	延べ訪問回数	—	—	—	—	—	—	—	—
個別支援	対象家庭数	11家庭	12家庭	6家庭	—	2家庭	6家庭	8家庭	19家庭
	延べ訪問回数	164回	167回	53回	—	2回	38回	40回	172回
	改善が見られた家庭	10家庭	5家庭	3家庭	—	2家庭	2家庭	4家庭	12家庭
	改善率	90.9%	41.7%	50%	—	100%	33.3%	50%	63.2%

市町村名		桜川市	五霞町	境町	令和3年度	令和2年度	増減
全戸訪問	対象家庭数	—	53家庭	—	268家庭	42家庭	+226家庭
	延べ訪問回数	—	53回	—	268回	42回	+226回
個別支援	対象家庭数	1家庭	6家庭	13家庭	168家庭	138家庭	+30家庭
	延べ訪問回数	8回	12回	13回	1,018回	921回	+97回
	改善が見られた家庭	0家庭	5家庭	0家庭	110家庭	95家庭	+15家庭
	改善率	0%	83.3%	0%	65.5%	68.8%	▲3.3%

<成果>

各市町村の課題に応じた取組方法の提案や好事例集の提供により、市町村の理解が進み、21市町村において実施することができた。（令和4年度はさらに2市町増え、23市町村で実施。）また、不登校などの専門家を市町に派遣し、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言・指導を行った。その結果、就学前や不登校の子どもをもつ家庭、外国籍の家庭などへ個々に応じた支援を行い、家庭の状況を改善することができた。

4 施策効果と今後の重点

関係各課において施策を進めていることで、学校や地域、企業が一体となり、社会全体で家庭教育を支援しようとする気運が醸成されてきている。

今後は、家庭教育応援ナビによるわかりやすい子育て・家庭教育に関する情報の提供や、オンラインや動画配信による研修の充実に努め、社会状況に応じた支援体制の構築を進める。

また、訪問型家庭教育支援をさらに推進すべく、未実施市町村に対しては、取組の成果をアピールして働きかけ、取組市町村数のさらなる増加を目指す。なお、改善率をさらに高めるため、実際に家庭を訪問する支援員の確保と能力向上に努めるとともに、特に困難な課題を抱える家庭に対しては、その課題に応じた専門家の派遣による支援をさらに充実させる。

10 部活動改革に関する有識者会議の提言について

学校教育部保健体育課

1 部活動の現状と課題

- (1) 「県部活動の運営方針」の遵守が徹底されず、生徒や教員の心身の健康の維持が困難である。
- (2) 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむ基盤を培うという目的が軽視される傾向にある。
- (3) 少子化に伴う学校の小規模化等により、生徒の希望する部活動がない事例や指導者不足により専門的な技術指導を受けることのできない事例が増加している。
- (4) 教員が長時間労働により、学習や生活・進路面で生徒と向き合う時間を十分確保できない状況である。

- 部活動運営方針フォローアップ調査(R3.11)アンケートより
 - 【部活動指導員を必要と考える顧問の割合】
 - ・ <中学校> 80.2%、<高等学校> 62.8%
 - 【地域移行について】
 - ・ <中学校>
次年度以降、実施に向けて検討している学校の割合 74.4%
 - ・ <高等学校>
「総合型地域スポーツクラブ等に委託」が望ましいと考える学校の割合 47.8%

2 有識者会議の開催

上記の課題等に対応するため、今年2月から大学教授や弁護士など、幅広い領域の有識者の方々に議論を重ねていただき、生徒の心身の健康を維持するために、部活動運営方針を改訂する必要があること、休日の部活動を地域移行することなど、今後の方向性について先月16日に提言が提出された。

3 提言の4つの柱

- (1) 「県部活動の運営方針」に定めた活動時間等の遵守や見直しを図ること
- (2) 学校部活動は、生徒による主体的な企画・運営とし、学校における位置付けを見直すこと
- (3) 生徒がニーズに応じて地域で活動できる環境を確立すること
- (4) 学校の働き方改革を徹底し教員が本務に専念できる環境を確立すること

4 部活動改革のポイント

休日の部活動を段階的に地域移行する

- (1) 生徒と教員に係る“2つの環境”を整備する。
 - 生徒がニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境
 - 教員が学習や生活・進路面で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境
- (2) 地域移行の理解促進・具現化を社会全体で推進するため、情報発信を強化

する。

5 今後の取り組みについて

【Ⅰ 「県部活動の運営方針」に定められた活動時間等の遵守や見直しを図ることについて】

- 「県部活動運営方針」の改訂
 - ・運営方針検討委員会を設置し、3回協議のうえ今年度10月までに改訂する。
 - ・市町村や県立学校に周知し徹底する。
《部活動運営方針の主な改訂内容》
 - ・生徒が自主的に参加し主体的に運営するための方策
 - ・活動時間や休養日の設定（計画表作成例）
 - ・大会や大会参加数等の見直し
 - ・休日の在り方や地域での活動例
- 活動時間や休養日の設定を含む活動計画の状況を調査し、方針の遵守を徹底する。

【Ⅱ 学校部活動の在り方について】

- 生徒主体の運営体制の構築
 - ・生徒が自ら活動計画等を立案したり、ICTを活用したりするなどの方法を例示する。
- 複数顧問制の推進等
 - ・令和6年度には、複数顧問制の確立を目標とする。
中学：42.7%（R4）→100%（R6）
高校：72.9%（R4）→100%（R6）
 - ・交替制（一人での指導）による教員の勤務時間を削減する。
 - ・部活動数の適正化を図る。

【Ⅲ 生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動環境の整備（地域移行を含む）について】

- 中学校：地域運動部活動推進事業（R3から継続）
 - ・学校部活動から地域クラブへの移行
R4はモデル5市町村で実施検証
水戸市 牛久市 利根町（境町 美浦村は調整中）
- 高等学校：県立学校地域クラブ活動モデル校の実践事業（R4新規）
 - ・同一地域の複数の高校で活動し地域人材（指導者）が指導
R4にモデル4競技で実施検証を行う。
スケート ホッケー ボート ラグビー
- 県内の展開
 - ・令和5年度から、全44市町村で地域移行の取組を展開する予定
- 移行方法の提示
 - ・学校独自または市町村教育委員会が地域移行を検討するため、地域の実情に応じた移行方法を6つのパターンで提示した。

地域移行 6パターン	特 徴
A：総合型地域 スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブに所属する指導者が地域部活動で指導。
B：拠点校	競技ごとに拠点校を指定し、専門の指導者による指導。
C：学校設立	学校がPTAや後援会と連携して市民団体を設立。
D：単一スポー ツクラブ	各地域の既存のスポーツクラブとの連携。
E：企業・大学 連携	地域にある大学や企業との連携。
F：行政主導	市町村が地域のスポーツ協会、競技団体との連携。

- 遠隔指導方法の研究
 - ・指導者不足や交通手段の課題から、地域移行が困難な地域への支援はICTの活用やVR技術を使用した遠隔指導など積極的に導入する。
- 大会参加資格の緩和要望
 - ・中学生の大会は、日本中体連の6月会議において、大会参加資格緩和が決定し、令和5年度から開始予定である。
 - ・中体連主催以外の大会についても主催者と協議し、順次、改善を図る。

【IV 学校の働き方改革を徹底し、教員が本務に専念できる環境の確立について】

- 人材バンクの設置
 - ・指導者の確保は県が主体となり、今年度中に既存の指導者人材バンクデータの集約、活用する。
- 地域クラブ活動ガイドラインの策定
 - ・競技団体や少年団等に周知し、地域移行後も、生徒の育成を重視した活動となるよう依頼する。
- 部活動指導員の拡充
 - ・地域移行が困難な場合は、休日の部活動に部活動指導員を活用するため、登録競技種目の拡大、人数の増員を図る。
令和4年度活用 中学：179名 高校：80名
令和8年度活用 中学：434名 高校：186名予定
- 生徒・保護者・教員・県民への周知と理解促進
 - ・地域移行の必要性やメリットについて、SNS、メディアを活用し発信する。(動画作成)
 - ・生徒や保護者のみならず、様々な関係者の意見を聞く機会として、シンポジウムを開催する。

県出資団体の事業実績・事業計画

(令和4年第2回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

1	出資法人の概要	1
2	令和3年度事業実績	3
3	令和4年度事業計画	5

【公益財団法人 茨城県スポーツ協会】

1	出資法人の概要	7
2	令和3年度事業実績	9
3	令和4年度事業計画	11

令和4年6月15日
教 育 庁

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

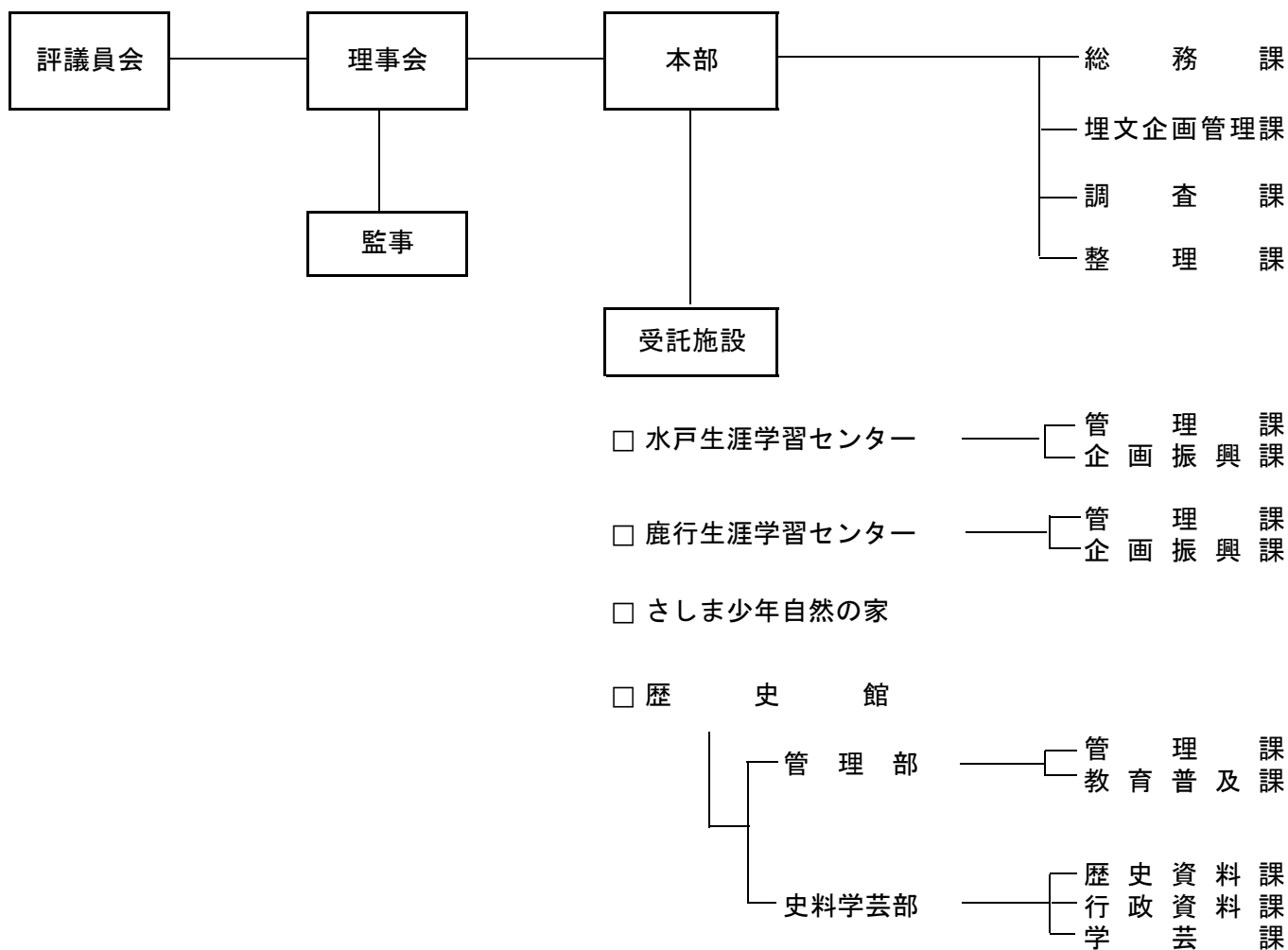
所管部局課 教育庁総務企画部総務課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県教育財団			
② 所在地	茨城県水戸市見和1丁目356-2			
③ 設立年月日	昭和44年12月1日			
④ 代表者名	理事長 小泉 元伸			
⑤ 基本財産	10,000,000円			
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人			
⑦ 設立目的・経緯	<p>広く教育、文化の振興に資する事業を行い、本県における教育及び文化の水準の向上及び発展に寄与することを目的とする。</p> <p>昭和44.10.6 第3回県議会定例会で設立寄付金10,000千円を議決 昭和44.11.27 発起人岩上二郎外7名により財団設立を決議 昭和44.12.1 財団設立 昭和44.12.1 県教育委員会指令総第52号により設立許可 昭和44.12.9 水戸法務局へ設立登記 平成24.3.22 県教育委員会指令第31号により公益財団法人認定 平成24.4.1 公益財団法人への名称変更による設立登記</p>			
⑧ 組織	役員数	理事8人	監事2人	常勤職員71人 嘱託・非常勤等65人
	組織機構（課所単位まで） 別紙のとおり			
⑨ 出資状況	茨城県 出資金10,000千円（出資割合100%）			
⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	(単位：千円)			
		金額	摘要	
	流動資産	219,079	現金・預金、未収金等	
	固定資産	347,420	基本財産、退職給付引当資産等	
	資産合計	566,499		
	流動負債	94,903	未払金、預り金	
	固定負債	81,111	退職給付引当金	
	負債合計	176,014		
	正味財産	390,485		

公益財団法人茨城県教育財団 組織機構

(令和4年4月1日現在)



2 令和3年度事業実績

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（4施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、さしま少年自然の家、歴史館の管理業務を実施した。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

「課題解決チャレンジ事業」、「ヤングボランティア育成事業」等の各種事業を実施した。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展（4回）、特別展（2回）の開催や、一橋徳川家記念室展示のほか、体験プログラム、学習支援活動等の教育普及事業、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県立歴史館資料書等の刊行物の頒布を実施した。

（ウ）その他主な指定事業

- ・地域の核となる人材・団体育成事業（水戸・鹿行）
現代的な地域課題を解決していくための研修会等を実施し、地域の核となる人材・団体の育成を図った。
- ・地域連携協働事業創出事業（水戸・鹿行）
地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー企業・大学・民間教育事業者等）と交流を図り、ネットワークを構築することで、連携事業や協働事業の創出を図った。
- ・元気いばらきっ子育成事業（さしま）
施設が持つ特性及び地域の学習資源を生かしながら、「星を見る会」や「イングリッシュアドバンス キャンプ」、「さしまの森 SDG s キャンプ（企業との共催事業）」など、子どもたちに対して体験活動や学習機会を提供した。
- ・生涯学習ボランティアセンター事業（水戸・鹿行）
各地区在住の県民を対象に、生涯学習ボランティア活動の派遣や、ボランティア養成研修会等を実施することにより、県内のボランティア活動の促進を図った。
- ・セカンドキャリア教育事業（水戸・鹿行）
中高年の早期リタイアや定年退職後のキャリア、出産・育児後の女性の社会復帰等、転職や復職、起業に関する講座等を開設し、キャリア探しのための様々な職業に対する関心を高める機会や第二の人生における職業を考える機会を提供した。

（指定事業参加者延人数：97,334人）

（エ）提案事業・自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「生涯学習関係職員等スキルアップ事業（水戸）」、「ワーク・ライフ・バランス推進事業（鹿行）」、「野外活動指導法研修会（さしま）」、「いちよう並木ライトアップイベント（歴史館）」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施した。

（提案事業等参加者延人数：69,113人）

ウ 施設の延べ利用者数

（単位：人）

水戸	鹿行	さしま	歴史館	計
12,597	45,094	21,420	112,009	191,120

（対R2比：22.6%増）

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施した。

- ・発掘調査事業：調査面積 41,740 m²（16遺跡）
- ・整理事業：報告書 7集刊行（11遺跡）

②収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	1	基本財産利息
特定資産運用益	34	退職手当引当金等利息
受取補助金等	—	
事業収益	1,408,950	指定管理料、事業委託料、利用料金等
その他の収入	25,799	預金利息、助成金等
経常収益計①	1,434,784	
事業費	1,397,184	
管理費	23,424	
経常費用計②	1,420,608	
当期経常増減額③ (①－②)	14,176	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	14,176	
正味財産期首残高⑨	376,309	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	390,485	

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	1,383,478	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化財発掘調査に係る事業委託料
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

3 令和4年度事業計画

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（4施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、さしま少年自然の家、歴史館の管理業務を行う。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

「生涯学習情報の収集・整理・提供事業」、「セカンドキャリア教育事業」等の各種事業を実施する。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展、特別展、一橋徳川家記念室展示等を開催するとともに、教育普及事業の実施、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県史等既刊行物の頒布を行う。

（ウ）その他主な指定事業

- ・課題解決チャレンジ事業（水戸・鹿行）
各地域や市町村の抱える様々な現代的・地域課題の解決に向けて、必要な人材の育成や関係団体との連携・ネットワークの構築等を行い、モデルとなる実践的な活動を行う。
- ・元気いばらきっ子育成事業（さしま）
施設が持つ特性及び地域の学習資源を活かしながら、子どもたちに対して体験活動や学習機会を提供する。
- ・生涯学習ボランティアセンター事業（水戸・鹿行）
生涯学習ボランティアセンターを設置し、ボランティアの養成及び登録や各地域のボランティアニーズの情報収集、ボランティア養成研修等を行い、各地域のボランティア活動の推進を図る。
- ・現代的課題対策講座（水戸・鹿行）
大学等の研究者や高度な知識・技術をもつ専門家等を講師として、県民の学習ニーズに対応した現代的課題対策等に関する学習機会を提供する。また、市町村への移動講座等を実施し、地域の実情に応じた学習機会の提供に資する。さらに、その学習成果を適切に評価し、人づくり、地域づくりの推進を図る。

（エ）提案事業・自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「就学前ふあみりい講座（水戸）」、「子どもの未来をつくるダイバーシティ推進事業（鹿行）」、「いばらきっ子交流キャンプ（さしま）」、「歴史館いちょうまつり」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施する。

ウ 施設の延べ利用者見込数（第4期中期運営計画目標値）

（単位：人）

水戸	鹿行	さしま	歴史館	計
31,000	51,400	56,400	177,500	316,300

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施する。

- ・発掘調査事業：調査面積 53,094 m²（17 遺跡）
- ・整理事業：報告書 6 集刊行（15 遺跡）

②収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	1	基本財産利息
特定資産運用益	38	退職手当引当金等利息
受取補助金等	—	
事業収益	1,517,972	指定管理料、事業委託料、利用料金等
その他の収入	1,587	預金利息、助成金等
経常収益計①	1,519,598	
事業費	1,495,344	
管理費	31,232	
経常費用計②	1,526,576	
当期経常増減額③ (①－②)	▲6,978	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	▲6,978	
正味財産期首残高⑨	397,188	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	390,210	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	1,474,352	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化財発掘調査に係る事業委託料
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課 教育庁学校教育部保健体育課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県スポーツ協会																											
② 所在地	茨城県水戸市見和1丁目356番地の2																											
③ 設立年月日	昭和45年4月6日																											
④ 代表者名	会長 大井川 和彦																											
⑤ 基本財産	69,282,316円																											
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人																											
⑦ 設立目的・経緯	<p>事業を積極的に推進し本県体育の飛躍的振興を図ることを目的とする。</p> <p>昭和45.3.23 発起人江幡保外8名により財団設立を決議 県から寄付金3,000千円ほか合わせて6,180千円の寄付金を受け入れることを決議</p> <p>昭和45.4.6 財団設立</p> <p>昭和45.4.6 県教育委員会指令第15号により設立許可</p> <p>昭和45.4.17 水戸法務局へ設立登記</p> <p>平成24.3.22 県教育委員会指令第29号により公益財団法人として認定</p> <p>平成24.4.1 公益財団法人への名称変更による設立登記</p> <p>令和3.4.1 公益財団法人茨城県スポーツ協会へ名称変更</p>																											
⑧ 組織 (4.5.31現在)	役職員数	理事32人	監事2人	常勤職員18人 嘱託・臨時22人																								
	<p>組織機構</p> <pre> graph TD LD[理事会] --- SJ[事務局] LD --- JS[監事] LD --- HJ[評議員会] SJ --- HB[本部] SJ --- KH[管理事務所] HB --- SS[総務課] HB --- SS2[事業課] KH --- KH1[堀原運動公園] KH --- KH2[笠松運動公園] KH --- KH3[管理課] KH --- KH4[利用サービス課] </pre>																											
⑨ 出資状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">出資者名</th> <th style="width: 25%;">出資額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">出資比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>茨城県</td> <td>35,234</td> <td>50.9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本スポーツ協会</td> <td>9,198</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>永野武晨</td> <td>4,850</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>江幡保</td> <td>1,000</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中野博蔵</td> <td>1,000</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table>					出資者名	出資額 (千円)	出資比率 (%)	1	茨城県	35,234	50.9	2	日本スポーツ協会	9,198	13.3	3	永野武晨	4,850	7.0	4	江幡保	1,000	1.4	5	中野博蔵	1,000	1.4
	出資者名	出資額 (千円)	出資比率 (%)																									
1	茨城県	35,234	50.9																									
2	日本スポーツ協会	9,198	13.3																									
3	永野武晨	4,850	7.0																									
4	江幡保	1,000	1.4																									
5	中野博蔵	1,000	1.4																									

⑩ 資産状況
(令和4年3月末現在)

(単位：千円)

	金額	摘要
流動資産	240,565	現金・預金、未収金
固定資産	77,854	基本財産、特定資産等
資産合計	318,419	
流動負債	87,581	未払金、預り金
固定負債	1,061	退職給付引当金
負債合計	88,642	
正味財産	229,777	

2 令和3年度事業実績

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

県民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる地域住民の身近なスポーツ活動の場である「総合型地域スポーツクラブ」の育成に向けた事業を推進した。

イ スポーツ指導者研修会事業

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者を対象に、資質の向上と活動促進を図るため、県内3会場で298名の参加による研修会を開催し、学識経験者等から専門的な指導を受けた。

ウ スポーツドクターの養成

日本スポーツ協会が開催する「公認スポーツドクター養成講習会」にスポーツ医・科学委員会から8名を推薦し、選手の健康管理や競技力向上をサポートするスポーツドクターの養成を行った。

エ 普及・広報事業

「スポ協いばらき第54号」において、加盟競技団体、スポーツ少年団の活動状況等について広報することにより本県スポーツの振興を図った。

また、ホームページの運営により県民へのスポーツ情報発信を行った。

オ スポーツ少年団事業

15競技のスポーツ大会が計画されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により7競技のみの開催となった。また、スポーツ少年団の指導者やリーダーを養成するための各種講習会等が計画されていたが、多くが中止またはオンラインでの実施となった。

カ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と本県競技力の向上を図るため、41競技による県大会の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の協議が中止となった。その結果、成年の部38競技、少年の部36競技、中学の部18競技に、33, 198名が参加し県大会を開催するとともに、国民体育大会の県代表選手の選考を行った。

キ 国民体育大会への派遣

新型コロナウイルス感染症の影響により、第76回本大会は中止となった。第76回関東ブロック大会へは517名、第77回関東ブロック冬季大会へは50名、第77回冬季大会へ52名の選手・監督等を派遣した。

ク 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

将来プロとして活躍できる可能性があるサッカー・バスケットボールの2競技についてトップアスリート育成システムを構築するため、指導者の育成及び選手の発掘・育成を行った。また、運動能力の優れた子どもを発掘するため、小学校4年生を対象に県内4箇所ですポーツ能力測定会を実施し、合計446名の参加があり、その中から第2期生36名を選考し、育成プログラムを実施した。

ケ 県営体育施設の管理運営

県から指定管理者として委託を受け、堀原運動公園及び笠松運動公園の管理運営を行い、各施設の特色を生かしながら効果的な活用と利用促進に努め、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度約31万人であった利用者が約49万人へと増加した。

コ ニューいばらきいきいきスポーツday!

「いばらき教育月間」関連事業としてスポーツ活動の機会を提供することにより、500名が参加し、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の推進を図った。

サ スポーツ教室・大会の実施

堀原運動公園において実施した武道教室や堀原スポーツ教室等、笠松運動公園において実施した笠松スポーツフェスティバルや笠松スポーツ教室等の各種スポーツ教室に延べ約10,000名が参加し、スポーツの振興と施設の利用促進を図った。

② 収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	6	基本財産積立金利子
受取会費	8,690	賛助会費
受取補助金等	136,179	
事業収益	657,846	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	5,332	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	808,053	
事業費	787,082	
管理費	16,931	
経常費用計②	804,013	
当期経常増減額③ (①－②)	4,040	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑦ (③＋⑥)	4,040	
正味財産期首残高⑧	225,737	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	229,777	

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出資金	0	
補助金	131,778	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国体派遣等に係る補助
委託金	522,504	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和4年度事業計画

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

総合型地域スポーツクラブ育成のため、研修会の開催、未育成市町村への普及・育成活動等を実施し、クラブの育成・支援を推進する。

イ スポーツ指導者協議会育成事業

県スポーツ指導者協議会の活動を支援し、6支部の指導者育成活動や組織充実を図ることにより、地域のスポーツ活動を推進する。

ウ スポーツ指導者研修会事業

公認スポーツ指導者の資質の向上と活動促進を図るため、県内4会場で研修会を実施する。

エ スポーツ少年団事業

白浜少年自然の家で野外活動を中心とした茨城県スポーツ少年団大会を開催するとともに、15競技のスポーツ大会等を実施する。

オ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と、本県競技力の向上を図るため県大会を開催し、併せて国民体育大会への県代表選手の選考を行う。

カ 県民駅伝競走大会

広く県民にスポーツに親しむ機会を提供するため、職域対抗の部、市町村対抗の部及びクラブ対抗の部に分かれ笠松運動公園内周回コースにて駅伝競走を行う。

キ 国民体育大会への派遣

東京都で開催される第77回関東ブロック大会、栃木県で開催される第77回本大会並びに青森県・岩手県で開催される特別国民体育大会冬季大会へ選手・監督等を派遣する。

ク 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとした育成システムの構築やジュニアアスリートの発掘・育成等を行う。

ケ 県営体育施設の管理運営

県から指定を受けた堀原運動公園、笠松運動公園について、地域住民や関係団体との連携を図るとともに、各施設の特色を活かした自主事業を実施し、効果的な活用と利用促進を図る。

コ スポーツ教室・大会の実施

武道教室、堀原スポーツ教室、武道フェスティバル、武道体験教室、武道演武披露会、笠松スポーツフェスティバル、笠松スポーツ教室等の各種スポーツ教室を実施することによりスポーツの振興と施設の利用振興を図る。

② 収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	15	基本財産積立金利子
受取会費	9,000	賛助会費
受取補助金等	259,294	
事業収益	697,960	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	6,119	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	972,388	
事業費	972,113	
管理費	15,110	
経常費用計②	987,223	
当期経常増減額③ (①－②)	△14,835	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (③－⑤)	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑦ (③＋⑥)	△14,835	
正味財産期首残高⑧	220,482	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	205,647	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出資金	0	
補助金	254,394	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国体派遣等に係る補助
委託金	518,716	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

県出資団体の改革工程表

(令和4年第2回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

改革工程表	1
-------	---

令和4年6月15日

教 育 庁

改革工程表2(年度別実行計画)

団体名及び部局・課名	公益財団法人 茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課
改革遂行責任者	理事長 常務理事	教育長 教育庁総務企画部総務課長 総務部長 出資団体指導監

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【1 県派遣職員の削減】 ・自立的な団体運営が可能な組織体制へ移行するため、団体の直接雇用や退職教員の活用などにより、さらなる県派遣職員の削減に向けて検討する。	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 3名減]	[県派遣職員 7名減]	[県派遣職員 1名減]			
【2 指定管理事業における民間団体の参入促進】 ・生涯学習センターや青少年教育施設など民間に任せることのできる部門については、さらなる民間団体の参入促進を図る。	見直しを踏まえた 指定管理者候補者の選定 [1施設で新たにNPO法人を指定 (計5施設)]	[次期選定に向け引き続き検討]				
【3 生涯学習センターにおける事業の効果的な実施】 ・生涯学習センターのあり方検討による事業見直し(趣味教養の講座→地域の課題や現代的課題等解決につながる事業への転換)を契機に、各事業の効果的な実施のための進捗管理を行う。	あり方の見直しを踏まえた 指定管理者候補者の選定 [生涯学習センターの事業内容 の見直し (趣味教養の講座→地域の課題 解決等につながる事業に転換)]	[目標値設定6項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む5項目で目標達成]				目標値の達成状況を踏まえた 事業の見直し
【4 進捗管理結果の公表】 ・毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、当財団のホームページ等で公表する。	[R2. 6月 県議会報告] [R2. 6月 県ホームページ公表]	[R3. 6月 県議会報告] [R3. 6月 県ホームページ公表]				
	毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表					

※注 [] は目標達成状況を表示

↔ は改革期間及び推進事項を表示

包括外部監査結果報告への対応

1 令和3年度包括外部監査結果報告への対応 1

テーマ：債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について

2 令和2年度包括外部監査結果報告への対応 4

テーマ：教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

令和4年6月15日

教 育 庁

令和3年度包括外部監査結果報告への対応【概要】

1 監査テーマ

債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について

2 実施期間

令和3年7月13日～令和4年2月25日

3 監査対象機関（38 機関）

総務部(4) 県民生活環境部(1) 保健福祉部(12) 立地推進部(2) 産業戦略部(2) 農林水産部(4) 土木部(3) 企業局(2)
病院局(4) 教育庁(3) 警察本部(1)

4 監査結果及び対応状況

(1) 監査結果

2件の意見あり（内訳：指摘事項0件、意見2件） ※参考…教育庁以外を含む全体188件（指摘63件、意見125件）

(2) 対応状況

項 目	指摘事項			意 見		
	計	「短期」 で対応	「中長期」 で対応	計	「短期」 で対応	「中長期」 で対応
①茨城県地域改善対策進学奨励資金	0	—	—	2	2	0
②茨城県地域改善対策進学奨励資金 以外の奨学資金・奨励資金	0	—	—	0	—	—
③授業料	0	—	—	0	—	—
計	0	—	—	2	2	0

※「短期」又は「中長期」の区分は、令和4年第2回定例会前までに措置を講じることができたものを「短期」、それ以外を「中長期」としている。

5 参考（今後の予定）

- (1) 監査委員への通知 6月下旬
(2) 監査委員による措置状況の公表 7月下旬

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		0	2	2	0			
第11 教育委員会に対する令和2年度包括外部監査の措置状況について								
1 茨城県地域改善対策進学奨励資金								
1	【意見】（不納欠損処理について） 茨城県においても、高知県の例を参考にして、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、議会運営委員会において了解を得て債権放棄が可能と史料するものである。		○	○		不納欠損処理については、関係課との協議結果を踏まえ、特例措置（債務者の氏名等を公表しない債権放棄）は行わず、債権放棄以外の方法で不納欠損処理を行うこととした。 なお、引き続き適切な回収手続きを進めていく。	教育庁総務課	511
2	【意見】（延滞利息について） 引き続き、指摘6の事項（規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。）につき、対応措置を講ずる必要がある。		○	○		引き続き、返還時期が到来するものについては、条例・規則に基づき所定の時期に調定を行う。 延滞利息については、令和3年10月等に元本の督促に併せて金額等の告知を行った。 なお、延滞利息の請求については、県の方針に基づき、元本返済を優先し、元本完済後に行うこととした。	教育庁総務課	511

令和2年度包括外部監査結果報告への対応【概要】

1 監査テーマ

教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

2 実施期間

令和2年7月8日～令和3年2月26日

3 監査対象機関（43 機関）

- (1) 教育庁本庁（7 課）
- (2) 県立学校（25 校）
- (3) 公の施設（11 施設）

4 監査結果及び対応状況

(1) 監査結果

計 172 件の指摘事項等あり（内訳：指摘事項 83 件、意見 89 件）

うち令和3年第2回定例会にて中長期間を要するものとして報告したもの 計 82 件（内訳：指摘事項 32 件、意見 50 件）

(2) 対応状況

項 目	指 摘 事 項			意 見		
	計	今回措置	未措置	計	今回措置	未措置
①債権管理関係	10	0	10	2	0	2
②公の施設の管理運営関係	11	0	11	20	0	20
③県立学校の財務事務関係	11	9	2	28	14	14
計	32	9	23	50	14	36

5 参考（今後の予定）

- (1) 監査委員への通知 6月下旬
- (2) 監査委員による措置結果の公表 7月下旬

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 水戸工業高等学校 (教育庁総務企画部財務課)
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
第 3 部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について 【指摘 4】 長期間使用していない備品や使用方法が不明な備品が確認された。これらのもので、利活用が可能と思われるものについては、茨城県行政情報ネットワーク等で他校と情報共有し、有効利用を図るべきである。明らかに利用の見込みが無い備品については、安全性及び設備の有効利用の観点から、適宜処分の決定を行い、棄却の処理を行うべきである。	指摘以降各物品の確認を行い、学校において今後の使用が見込まれない物品については他校に情報共有を行い、2件の管理換えによる利活用を図った。情報共有の結果、引き受け手がなかった物品 88 件については棄却処分を実施した。 また、今後も備品の現物確認時に状態の確認及び利活用の見込みについて区分し、適正な処分等を継続的に行うこととした。

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 教育庁学校教育部特別支援教育課
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
<p>第 3 部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>【指摘 10】</p> <p>薬品の保管場所を視察すると、在庫数が多く、手書きの台帳では管理が困難になるのではないかと思われるケースが見受けられた。薬品の管理簿による継続受払記録が徹底されていない場合には、あるべき残数量の把握ができなくなり、紛失してもその事実が発見できない。また、管理簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり、併せて、調達時に必要な数量を調達する適正数量での発注が徹底されていることも重要である。</p> <p>薬品については、安全性の観点からも毒物及び劇物取締法等に準じた管理が必要であり、適正な在庫量及び網羅的に適時に記録された受払記録の管理方法を構築し、各学校で定める薬品の取扱要領等の校内規程に則った薬品管理の徹底を図らなければならない。</p> <p>【指摘 12】</p> <p>購入日が明確でない古い薬品については、担当者・管理者等の知識、裁量により取扱いに差が生ずる懸念があるため、適正かつ安全な管理体制の構築が必要である。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>薬品類の管理体制について、令和 4 年 2 月 22 日付け高教第 3198 号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。</p> <p>その際、</p> <ul style="list-style-type: none">・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質 11 品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。 <p>引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。</p> <p>(特別支援教育課)</p> <p>管理及び廃棄に関する調査を令和 3 年 6 月 4 日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。</p> <p>(高校教育課)</p> <p>薬品類の管理体制について、令和 4 年 2 月 22 日付け高教第 3198 号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。</p> <p>その際、</p> <ul style="list-style-type: none">・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。

【指摘 13】

古く、また不用な薬品については、速やかに廃棄処理を進めることが必要である。薬品の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより、定期的な廃棄薬品の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し、効率的に実施すべきである。

【指摘 15】

農薬の保管場所を視察すると、在庫数が多く、手書き台帳では管理が困難になるのではないかと思われるケースが見受けられた。農薬の記録簿による継続受払記録が徹底されない場合には、あるべき残数量の把握ができなくなり、紛失してもその事実が発見できない。また、記録簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり、併せて、調達時には必要な数量を調達するという適正数量での発注が徹底されていることも重要である。

農薬については、安全性の観点からも農薬取締法等に準じた管理が必要であり、適正な在庫量及び網羅的かつ適時に記録された受払記録の管理方法を構築し、統一性のある規程・基準等を設けるべきである。

・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質 11 品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

不用な薬品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。(令和4年2月28日付け)

令和3年度理科に関する調査(令和4年3月)で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることを確認した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

薬品類の管理体制について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。農薬についても同様の基準で管理することを求めた。

その際、

・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。

・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質 11 品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づ

【指摘 17】

古く、また不用な農薬については、速やかに廃棄処理を進めることが必要である。農薬の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより、定期的な廃棄農薬の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し、効率的に実施すべきである。

づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

不用な薬品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。(令和4年2月28日付け)

令和3年度理科に関する調査(令和4年3月)で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることを確認した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(様式3-1)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 石岡第一高等学校 (教育庁学校教育部高校教育課)
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について 【指摘18】 期限切れの農薬及び廃棄予定の農薬について、危険物を含めて棚の中に無造作に保管されている状況が見受けられた。危険物に対する取扱いの認識が希薄であり、適正な管理体制とは言い難い状態である。担当者・管理者等による現場判断という現状を見直し、適切な管理体制を構築すべきである。 【指摘19】 農薬については、災害等の緊急事態に備えることを前提として、農薬の転倒による漏れや混合による発火、爆発を防ぐため、セパレート容器、間仕切り板などを利用して農薬の転倒防止措置をとるべきである。	期限切れ、廃棄予定農薬については、令和3年8月に処分を実施した。残った薬品については区分けして保管し、記録簿で管理している。 農薬等の管理については、農場会議等で管理職や農場長が危険物である農薬管理の重要性を定期的に周知するとともに、校内で研修会を実施し農薬取扱い等の知識を深めて、適正管理に努めている。 農薬については、転倒防止及び混和防止のためセパレート容器で保管した。 また、薬品庫自体の転倒防止については、L型金具や連結金具等で固定し、転倒防止策を講じた。

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 多賀高等学校 (教育庁学校教育部高校教育課)
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
第 3 部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について 【指摘 28】 茨城県の基準では、修学旅行の旅行代金は一人当たり 110,000 円までとされているが、生徒の負担する旅行代金は 112,394 円と茨城県の基準を超過していた。県立学校としては、茨城県の基準の範囲内で修学旅行の旅行代金を設定すべきである。	令和 4 年度実施の修学旅行業者選定のためのプレゼンテーションを旅行業者に依頼する際、学年主任に費用は生徒一人当たり 110,000 円未満で設定することを徹底させ、学年主任から旅行業者へその旨を周知させた。 また、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となったものの、令和 3 年度実施予定であった修学旅行の費用は、生徒一人当たり 110,000 円未満であることを学年主任及び旅行業者に管理職が確認を行った。

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務企画部財務課
意見の概要	意見への対応
<p>第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>【意見2】 自動販売機設置業者募集を実施する場合、同等な販売物（飲料）である場合、地域要件Aと地域要件Bの貸付料に一定以上の乖離が認められる場合には、次回の応募時において地域要件Bについて想定最低貸付料を設定すべきと考える。</p> <p>【意見3】 国においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置事項等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、毎年度閣議決定している。 地元枠を設定する趣旨は理解できるところではあるが、自動販売機の設置契約について地元枠を設定することの必要性を見直す時期にあると考える。</p> <p>【意見4】 新型コロナウイルス感染症などの特殊な状況の発生により、県の判断に基づいて一斉休校となった場合については、その貸与の前提が生徒の利用を主目的としている場合、貸付料の減免策の可能性を検討すべきである。</p>	<p>制度所管課（管財課）に事案の概要を説明し、制度の見直しの提案を行った。</p> <p>制度所管課（管財課）に事案の概要を説明し、制度の見直しの提案を行った。</p> <p>制度所管課（管財課）に事案の概要を説明し、制度の見直しの提案を行った。</p>

【意見 8】

一括購入した備品について、その一部のみを更新する場合には、物品管理システム上は一部についての処分処理が不可能となっている。備品の一部について処分を可能とする等の仕組みが必要と考えられる。

【意見 13】

「施設類型別管理に関する基本方針」においては、取組方針①点検・診断等の実施方針の中で、「各種点検等の結果を適切に集積し、建物ごとの長期保全計画の作成に反映させる。」とある。定期点検結果が長期保全計画にどのように反映されたかについて、学校側と情報を共有する体制を検討されたい。

一部を更新（処分）した際の台帳管理について、システム所管課（会計管理課）に取扱い方法を確認し、学校に対して周知した。

建物ごとの改修履歴をデータベース化し、各種点検結果の集積及び結果に基づいた建物の維持補修や長寿命化改修工事を行った。

また、行政ネットワークのファイル管理に情報を公開することで、学校側とも建物の状況など必要な情報を共有できる体制とした。

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 教育庁学校教育部特別支援教育課
意見の概要	意見への対応
<p>第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>【意見15】 保管棚に保管されている薬品には、使用期限がないとの認識のものがある。生徒が使用するものであることを前提として、適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。</p> <p>【意見17】 保管棚に保管されている農薬には、使用期限がないという認識のものがある。使用等に際しては、生徒が使用するものであることを前提として、適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。</p>	<p>(高校教育課) 薬品類の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。 その際、 ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。 ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。 引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。</p> <p>(特別支援教育課) 管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。</p> <p>(高校教育課) 薬品類(農薬を含む)の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。 その際、 ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。 ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各</p>

【意見 50】

薬品の保管については、各県立学校において適切に実施されているが、一部については震災時等の対応が必ずしも十分といえない。所管課は、定期的に適切な指導を実施する必要がある。

【意見 51】

保管されている薬品については、最近の使用実績が皆無の薬品、大量な在庫となっている薬品がある。これは、標準的に用意すべき薬品の指定がなく、教員の判断に任せていることに起因する。所管課は、指定薬品以外の薬品購入時のチェックの強化、不必要に大量の発注をできない体制を構築させることが必要である。

校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

薬品類の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。

その際、

- ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。

- ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

薬品類の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。

その際、

- ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。

- ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

【意見 52】

各学校において廃棄希望の薬品があり、放置されている状態にある。薬品処分の予算（処分費が元来高額なこと、ビンの内容物が判断できない場合には、更に高額な検査費用を要することなど処分費が多額となる。）が確保できないことに起因している。所管課においては、計画的に廃棄処分ができるように予算確保に努めるべきである。

【意見 53】

薬品の廃棄処分は、前回の包括外部監査の指摘を受けて1回実施されているが、廃棄処分希望の薬品の一部に過ぎず、現在も購入時点が不明な廃棄希望薬品が多数残っていることから、所管課においては適切な廃棄計画の下で予算措置を講じることが必要である。

（特別支援教育課）

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

（高校教育課）

不用品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。（令和4年2月28日付け）

令和3年度理科に関する調査（令和4年3月）で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることを確認した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

（特別支援教育課）

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

（高校教育課）

不用品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。（令和4年2月28日付け）

令和3年度理科に関する調査（令和4年3月）で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることが確認できた。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

（特別支援教育課）

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(様式 3 - 2)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部教育改革課
意見の概要	意見への対応
<p>第 3 部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>【意見 27】</p> <p>教員の ICT スキルの向上を促す研修を実施して、一部の教員に業務負担が偏らないようにしている。しかしながら、往査を実施した県立学校における情報管理者の理解度には大きなギャップがあることから、すべての教員間では更なるギャップがあると考ええる。</p> <p>教職員に対して ICT スキルを向上させるためには、現在の研修会の開催のみでは不十分であり、研修会受講後の個々人の理解度を的確に把握しなければならない。</p> <p>継続的な研修の実施とそれによる習熟度の確認方法を検討するとともに、費用対効果を考慮し、必要がある場合には外部の専門人材の活用も検討されたい。</p> <p>【意見 28】</p> <p>教員が ICT 化対応を兼務しているが、本来の教育業務に支障をきたすことのないように配慮し、教員以外でも担当可能な業務については、学校職員の活用を検討されたい。</p>	<p>昨年度に引き続き、教員にレベル別のスキルアップ研修を受講させるとともに、認定試験に合格し有資格者となった教員を中心に、他の教員のスキルアップを支援している。</p> <p>なお、昨年度においては、GoogleWorkspace の初級・中級講座及び活用事例の紹介を実施したり、Google と連携し無償の Kickstart Program を活用した研修を 11/22、3/24 に 2 回実施した。</p> <p>また、研修終了後のアンケートにより受講者の理解度を把握し、研修内容の改善と ICT を苦手とする教員のフォローアップを行っている。</p> <p>これらの取組などにより、教員全体の ICT スキルを向上させるとともに、国補助金を活用した GIGA スクール運営支援センターにて外部の専門人材を活用することとした。</p> <p>昨年度に引き続き、教員にレベル別のスキルアップ研修を受講させるとともに、認定試験に合格し有資格者となった教員を中心に、他の教員のスキルアップを支援している。</p> <p>なお、昨年度においては、GoogleWorkspace の初級・中級講座及び活用事例の紹介を実施したり、Google と連携し無償の Kickstart Program を活用した研修を 11/22、3/24 に 2 回実施した。</p> <p>また、研修終了後のアンケートにより受講者の理解度を把握し、研修内容の改善と ICT を苦手とする教員のフォローアップを行っている。</p> <p>これらの取組などにより、教員全体の ICT スキルを向上させるとともに、国補助金を活用した GIGA スクール運営支援センターにて外部の専門人材を活用することとした。</p>

【意見 29】

各県立学校においては、教員特殊業務従事簿における業務従事前（計画）、業務従事後（実績）は実施されている。また、併せて部活動の活動計画を利用した確認（職員室への掲示等含む）、同じ部活の顧問相互間での確認及び管理職による実績の確認など、各県立学校によって工夫し対応している状況も見られる。

しかしながら、教員特殊業務における部活動の指導等が休日に行われ、必ずしも出張を伴うものではないことから、特殊業務従事の実績の確認についてはその実効性が確実に担保されていないのが現状である。

特殊業務の実績時間を含め、教職員の時間外及び休日の勤務時間等をより確実に把握、管理できる方法を検討すべきである。

特殊業務従事前及び従事後の書類の提出や、部活動の活動計画の情報共有、同じ部活動の顧問相互間での確認、管理職による確認などについて、継続して周知・徹底を図っている。

また、特殊業務を含めた教職員の時間外及び休日の勤務時間等をより確実に把握するため、平成 31 年度から、各個人に与えられたバーコードを読み取ることで出退勤時刻を記録する勤怠管理システム「きんむくん」を全県立学校に導入しており、平日及び休日等の時間外在校等時間の結果を各学校で集計し、毎月定例に、県教育委員会に結果を報告している。各学校における毎月の集計の際、特殊業務従事の実績との整合性の確認をする等、「きんむくん」の運用について周知徹底を図った。